

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>四の二 <u>と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物</u></p> <p>五～十三 （略）</p> <p>（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）</p> <p>第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五～十三 （略）</p> <p>（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）</p> <p>第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。</p>

一・二（略）

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ（ル）に規定する場合にあつては、(1)を除く。）及び口並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ（略）

ヲ 腐敗物（次に掲げるもののうち、熱しやく減量十五パーセント以下に焼却したものと及びコンクリート固型化を行つたもの以外のものをいう。この号において同じ。）を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル（当該産業廃棄物のうち、おおむね四十パーセント以上が腐敗物であるものにあつては、おおむね五十センチメートル）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね五十センチメートル覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。

(1)・(2)（略）

(3) 第二条第四号の二に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）

(4) 第二条第十号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「家畜ふん尿」という。）

(5) 第二条第十一号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）

(6) (1)から(5)までに掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの

一・二（略）

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ（ル）に規定する場合にあつては、(1)を除く。）及び口並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ（略）

ヲ 腐敗物（次に掲げるもののうち、熱しやく減量十五パーセント以下に焼却したものと及びコンクリート固型化を行つたもの以外のものをいう。この号において同じ。）を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル（当該産業廃棄物のうち、おおむね四十パーセント以上が腐敗物であるものにあつては、おおむね五十センチメートル）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね五十センチメートル覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。

(1)・(2)（略）

(3) 第二条第十号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「家畜ふん尿」という。）

(4) 第二条第十一号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）

(5) (1)から(4)までに掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの

2

(略)

四・五

(略)

ワム

(略)

2

(略)

四・五

(略)

ワム

(略)